

児童館こどもの城募集要項の内容等に関する質問および回答

※募集要項に基づき、質問受付期間中にありました質問に対する回答および追加説明を公表するものです。

| No. | 頁 | 質問事項 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 1 | 上尾市児童館こどもの城施設管理業務仕様書 P20、P26 | (4)リース品の管理①(P20) ※3行政財産の使用許可(P28) | 印刷機について、「利用者サービスの一環として設置すること」とありますが、現在、毎月のリース料は9,020円、利用者からの収入は年間約7,580円(令和5年度実績)で、毎年10万円程度のマイナスが見込まれます。こういった状況ですが、やはり設置しなくてはならないでしょうか。また、こういった場合でも行政財産使用料は必要になりますでしょうか。行政財産使用料が発生する場合はどのような場合なのでしょうか。 | 印刷機のリース料につきましては、指定管理料の積算に含んでいるため、設置をお願いします。今回は市が仕様書の中で印刷機の設置を求めていることから指定管理業務の範囲に含まれますので行政財産使用料は発生しません。行政財産使用料が発生する場合は、利用者からの意見等により指定管理者が市に印刷機の設置許可を求めた場合になります。 |
| 2 | 上尾市児童館こどもの城施設管理業務仕様書 P20 | (4)リース品の管理① | 「リース料等を指定管理料の積算に含み、利用者サービスの一環として設置すること」とありますが、ここでいう「電話機」とは公衆電話のことでしょうか。「事務所の電話機」である場合、事務所の複写機・電話機を利用者に提供することを想定すべきでしょうか。また、「行政財産使用許可が必要になる場合がある」とのことですが、その場合、「行政財産使用料」はおいくら必要でしょうか。印刷機、複写機、電話機、それぞれについて教えてください。また、内線電話は何台を想定していらっしゃいますでしょうか。 | ここでいう「電話機」とは「事務所の電話機」になります。事務所の複写機・電話機を利用者に提供する想定はしておりません。したがって、複写機・電話機は「行政財産使用許可」の対象ではありません。印刷機については利用実績がございますので、利用者も使用できるよう設置をお願いします。今回は市が仕様書の中で印刷機の設置を求めていることから指定管理業務の範囲に含まれますので行政財産使用料は発生しません。行政財産使用料が発生するのは、利用者からの意見等を基に指定管理者が市に印刷機の設置許可を求めた場合になります。内線電話機は、現在11台リース契約を結んでおります。使用状況に応じて台数を減らす場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。 |
| 3 | 上尾市児童館こどもの城施設管理業務仕様書 P26 | 4 管理物件の利用に係る料金の徴収事務表の下 ※2 | 提案事業において、「事業実施に伴う材料費等の実費負担相当分を指定管理者で負担する場合は市の収入とし、指定管理者が負担する場合は指定管理者の収入とする。」と記載されておりますが、詳しく教えてください。 | 左記の内容は一部誤表記になります。正しくは、「事業実施に伴う材料費等の実費負担分を指定管理料で負担する場合は市の収入とし、指定管理者が負担する場合は指定管理者の収入とする。」となります。 |
| 4 | 上尾市児童館こどもの城指定管理者募集要項 P1 | 1 施設の概要 (4)施設内容 | 【2階】「会議室1」は現行どおりに学童の使用となるのでしょうか。 | 令和7年度は、現在のところ学童保育所の保育スペースとしての利用は予定しておりません。 |
| 5 | 上尾市児童館こどもの城指定管理者募集要項 P4 | 6 指定管理に係る指定管理料(5) | 「電気・ガス料金は市が支払う」とありますが、プロパンガス料金も市がお支払いしていただけるという認識でよろしいでしょうか。 | プロパンガス料金も市が支払います。 |